## 「解雇の必要はなかった」という原告の事実にもとづいた主張を全否定のブラック裁判所

高裁前は小雨が降っていましたが、お天道様も泣きたくなるような不当判決が出されました。 裁判所前の宣伝行動には支援者 400 名が参加、36 席の傍聴券には 310 名がならびました。

法廷を傍聴した人によると、入廷した裁判官は「控訴を棄却する」と言い放して 20 秒も経たずに退廷したそうです。

340 名が参加した報告集会では弁護団から不当な判決内容について解説が行われました。

- \*高裁の判決は地裁の不当判決の判断をそのまま引用し、さらに不当な判断の補強を行い、「整理解雇 は管財人が権限を濫用したものと認められない。」「不当労働行為も認められない。」としたひどい内容になっている。
- \*管財人は「更生計画の事業計画の規模に応じた人員体制にする義務を負っているから、更生計画を上回る利益が上がっても人員削減の必要性がなかったと言うことはできない。」として更生計画を変更してまで人員削減をやめる状況にはなかったと管財人を擁護。
- \*解雇時点ではすでに当初の削減目標数値は達成され「解雇の必要はなかった。」という原告の 主張に対しては「更生計画では事業規模に見合った人員規模まで削減するとしているのだから、 当初の削減目標数は見込みであって不動のものではなく下期の事業計画では変わりうる。」と して不当な解雇をやむを得なかったと管財人を擁護。
- \*「ワークシェアなどの解雇回避策の提案は抜本的な措置とは言えないから、実施しなくても解雇回避努力が不十分とは言えない。」と管財人を擁護。
- \*病欠基準による解雇の人選基準は、不合理なものとは言えないと容認。
- \*年齢基準でベテランを解雇した人選基準は「ベテランが減少することは安全運航確保に一定の 影響を及ぼさないと言うことはできないが、経験が長ければ安全が高まると言う単純なもので はなく、運航の安全に経験不足が生じているとは認められない。」と容認。
- \*原告が信義則違反と主張した「組合活動家を狙った弱体化」は認めるに足る証拠はないと証人 尋問などで明らかにした事実を全く無視して不当労働行為はないと断定。
- \*「解決を図れ」と求めている I L O の勧告に対しては「一般的内容で具体的な措置を要請する ものではない。」と無視。

集会の参加者からは不当判決への怒りの声と、安全を守るためにも徹底的に闘おうと力強い発言がたくさん述べられました。

駆けつけた国会議員は、「不当な判決は解雇自由な社会にするための布石で許してはいけない。」「安全をないがしろにして利益を優先させることをまかり通してはいけない。」「全ての労働者が自分の問題として闘うことが求められている。」と訴えました。

## (集会へ参加しての感想)

JALが運航を維持しながらの再建ができたのは[国民の足」としての役割を持っていたからです。

安全運航はJALの存立の土台です、そしてその安全運航を毎日担っている航空労働者が不当 に解雇され「ものが言えなくなる」状況がつくられ安全へのチェック機能が低下することは社内 問題ではなく社会的問題です。

事故が起きてからでは遅すぎるのです、安全運航を脅かす利益第一主義を擁護する不当な判決を許すことはできません。社内からも外からもみんなが怒りの声を上げることが求められていると思います。

(IALOB)